

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年8月8日（平成28年（行情）諮問第488号）

答申日：平成28年12月1日（平成28年度（行情）答申第552号）

事件名：特定の測量を実施した筆界調査委員に支払われた測量報酬額が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月28日付け総第176号により那覇地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し及び当該行政文書の開示を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

筆界特定手続において測量が実施された場合、測量実施者への報酬等は申請人の予納する手続費用より支給される（不動産登記法146条、規則242条）。予納金が納付期限までに予納されない場合には、当該筆界特定申請は却下となる（不動産登記法132条）。

特定の筆界特定手続番号（以下「本件筆界特定事件」という。）においては特定日に元地の現況測量（※1）が実施されたことになっており、当該手続における筆界特定位置は、同日の元地の現況測量結果等を根拠として特定されている。筆界調査委員の意見書に添付された意見書図面等や筆界特定図面は特定日の現況測量に基づき作成されていることから、当該手続における測量実施者への報酬等の支払いは、申請人の予納した手続費用より支給されることになる。

（※1）筆界調査委員の意見書には複数の測量基準点、および準拠点（実測点）16点の実測座標値が記載されている。

筆界特定手続に関する保管金の取扱いについては、「筆界特定の手続に関する保管金の取扱いに関する規程」（法務省会訓第16号）、「筆界特定の手続に関する保管金の取扱いについて（通達）」（法務省大臣

官房会計課長 法務省民事局長)に記されており、同規程等より、測量実施者への報酬等の支払いに関する書類等は存在することになる。

本件筆界特定事件においては、前記のとおり、元地の現況測量結果等により筆界特定され、同現況測量に基づき意見書図面等や筆界特定図面が作成されていることから、当該手続における測量実施者への報酬等の支給に関する書類等は、申請人の手続費用の予納を示す書類を含め筆界特定登記官や出納官吏による諸手続における書類等が、行政文書開示請求の対象文書として存在すると考える。

したがって、当該行政文書の不開示決定の理由である「対象となる行政文書は存在せず、保有していない。」ことにはならないと考える。

本件筆界特定事件の筆界調査委員であった土地家屋調査士1名は当該手続に関し逐次ツイートしている(※2)(PCの日付けは1日ずれている)。当該測量実施後の特定日A付けのツイートに「(略)」とある。同ツイートが当該手続に関するものであるとすると、同内容は、事務方が報酬等の請求権利者に対し、算定根拠を示して請求することを求めているものと思われる。

(※2)資料の提出は可能です。

筆界特定登記官は当該報酬等の請求に対し、「測量報酬及び費用に関する標準規程」(※3)を踏まえ報酬額を算定し、支給の手続を取ったものと考えられる。

(※3)「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」(平成17年12月6日民二第2760号法務省民事局長通達)(最終改正:平成19年12月4日民二第2601号法務省民事局長通達。以下「施行通達」という。)中の95。

上記のツイートにおいても、当該手続における測量実施者への報酬等に関する書類等は存在すると考える。

(2)意見書

平成28年8月30日付けで送付されました諮問庁の理由説明書(下記第3)は、「本件筆界特定事件は、登記所に備え付けられている地図及び現況測量(特定日実施)によって筆界を特定することが可能であったため、特定測量を必要とせず、筆界調査委員(土地家屋調査士)に対しては時間給による手当の支払いが行われ、測量報酬は支払われていない。したがって、開示請求対象となる文書は存在しない。」旨の内容であると理解いたしました。

上記説明書は特定日の測量が事前調査(現況等把握調査)における測量であったのか、事前調査後における特定測量であったのかにより、測量実施者の職務行為に対する支払は異なるとの記載であると考えます。

当該手続における筆界調査委員の意見書には、登記所に備え付けられている「既存の諸図と現況は大きくずれる」、「当地の法14条地図は甲3を満たしていない」等の記載があり、当地を知る者としても、当該分筆時（特定年A）から現在にいたるまでの当地の傾斜を含む地形の変化（道路工事、盛り土等）、航空写真と既存の測量図とのずれ、既存の測量諸図（特定年A、特定年B、特定年C等作成）と特定年D及び特定年Eの当該筆界特定手続において作成された複数の現況測量図との不一致及び測量図間の対比率より、及び那覇市道路管理課提供の諸資料から検討して、登記所に備え付けられている既存の諸図は当該地を正確に表しておらず、上記理由説明書に記載されているように、当該筆界は特定測量を必要とせずに筆界特定される事例であるとは考えられません。

当該筆界は、登記所に備え付けられている既存の測量諸図では特定できないものであり、特定測量（現況測量又は特定測量等の名称にかかわらず特定に必要なとされる詳細な測量）（※4）において、不動産登記法146条等に基づく手続費用により元地の現況測量が実施され、その結果特定されるものと考えます。

（※4）当該手続は手続全般にわたり不動産登記法等に規定された法定手続や通達どおりに実施されておりません。

筆界調査委員1名の意見書（※5）には、複数の測量基準点及び元地を網羅した測量点（準拠点）16点の詳細な実測座標値が記載されています。これらの実測座標値は登記所に備え付けられている既存の測量諸図には記載されていないものであり、当該手続において新たに元地の現況測量を実施することにより得られたデータということになります。

当該筆界は、特定に必要なとされる詳細な測量において、不動産登記法146条等に基づく手続費用により元地の現況測量が実施され、その結果等を検討し特定される事例であると考えます。

上記筆界調査委員の意見書図面及び筆界特定図面において特定日の測量に基づき乙地の現況測量図が作成され実測座標値が記載されています。当該図面の作成経緯から考えても、特定日の測量及び同測量結果に基づく当該図面の作成に関しては不動産登記法146条、同規則242条の手続費用が適用されると考えます。

筆界調査委員の意見書において不動産登記法14条地図は甲3を満たしていないと記されており、既存の他の測量諸図（座標値の記載無し）においても乙地を正確に描写したものは存在しません。

乙地に関し実測座標値を伴う既存の測量図は存在せず、当該手続においては特定日の測量実施日に乙地を含む元地の全範囲の現況測量が、不動産登記法146条、規則242条に規定されている手続費用に基づき新たに実施され、意見書図面や筆界特定図面が作成されたことになるの

ではないでしょうか。測量実施者には測量報酬が支払われる事例ではないかと考えます。

乙地関係人（審査請求人）は当該筆界特定申請が行われる以前に資料を持参し筆界特定室にて筆界特定手続に関し説明を受けていますが、その際の説明において、測量範囲は元地全体、測量費用は約100万円の見積もりでした。測量範囲を考えると測量費用は妥当であると考えられましたが高額であり、筆界特定手続は筆界の特定との説明を受けていたため、筆界特定の申請は行いませんでした。

当該筆界特定手続においては上記特定室の説明どおりに、筆界調査委員2名の意見書において元地全体の範囲の測量が実施されたことになっており、同測量結果等を根拠として当該筆界が特定されていることから、当該手続における元地の現況測量には不動産登記法146条、同規則242条に基づき申請人に対し100万円前後の手続費用が生じたと考えます。

特定書籍（特定出版社）において、「筆界特定図面は、原則として、測量実施者によって特定調査の際に行われた測量に基づいて作成した図面を利用するか、筆界調査委員が提出した意見書図面を引用する」、「しかし、例えば、現況等把握調査における測量に基づいて作成した図面、筆界特定の申請人代理人である土地家屋調査士が作成して提出した図面等を利用して筆界特定の内容を明らかにすることができる場合は、改めて特定調査の際に測量を行い、新たな図面を作成する必要はない。このような場合には、これらの現況等把握調査における測量結果や図面を利用して筆界特定図面を作成することができる（施行通達246）」と記されています（特定頁）。

当該手続において筆界特定申請書に添付された実測現況平面図（※6）に関する言及はなく、同図は筆界特定に際し参照資料としての取扱いはないと考えられます。当該手続における現況等把握調査時には現況測量は行われておりません。

（※6）後述の付に記載。

当該筆界特定手続は上記解説書の前者に該当すると考えられ、筆界調査委員の意見書には、特定日の現況測量の結果として、既存の測量諸図においては得られない、複数の測量基準点及び元地の全範囲を網羅する測量点（準拠点）16点の実測座標値が記されており、その結果等を根拠に筆界特定されていることから、当該手続における測量は、事実上、通達における特定測量（※7）であったと考えられます。

（※7）元地の現況測量を筆界特定登記官がどの枠（事前調査又は特定調査）に組み込むかによって、申請人に手続費用の負担が生じたり生じなかったりとなりますと、不公平感を否めません。

当該手続における測量に対する報酬が時間給の手当として支出されているとしますと、本来ならば法等の規定どおり不動産登記法146条、同規則242条に基づき申請人の負担となる手続費用から支出される測量等に対する対価が、公金より不法に支出されていることになるのではないかと考えます。

また、当該手続において意見書どおりの測量が実施され、測量実施者（当該手続においては筆界調査委員）に対し測量報酬は支払われず、打ち合わせ等と同様の手当のみが支払われているとしますと、測量実施者は当該測量が事前調査の枠に組み込まれることにより測量報酬に関し不当な扱いを受けていることになると考えます。

土地家屋調査士が意見書どおりの元地の範囲の測量を、筆界特定手続においてではなく、個人で依頼を受けた場合を考えますと、測量報酬に関する不当な扱いが鮮明になると考えられます。

または筆界調査委員は意見書どおりの元地の現況測量を実施しておらず、測量報酬を受領するに値する筆界特定のための測量は実施していませんとなりますと、当該筆界は虚偽の調査、測量に基づき、筆界特定側（筆界調査委員、補助職員、筆界特定登記官）の恣意する位置に特定されたことになると考えられます。

当該手続において筆界調査委員は元地の現況測量図や同図と既存の測量図の重ね図等の客観的データを提出しておらず、意見の根拠が確認できないことから、乙地関係人（審査請求人）は筆界特定後より那覇地方法務局に対し、申請人の手続費用の負担を含め、当該筆界特定の根拠となった元地の現況測量の事実（測量の実施の有無、測量結果等）について調査等を求めましたが、回答は得られませんでした。

筆界調査委員への測量報酬等の支払の有無により、当該手続の測量の事実について確認を行いたいと考えます。

筆界調査委員1名は当該手続に関し逐次ツイートしており、その中で同調査委員（土地家屋調査士、当該手続における測量実施者）と当該手続を担当する事務方とのやりとりと思われるツイートがありますので資料1（略）として添付します。

同ツイートが当該筆界特定手続に関するものであるとしますと、当該手続においては測量報酬の発生する測量が実施され、事務方は同調査委員に対し手当としてではなく、測量実施者の職務行為の対価として、筆界特定手続における規定どおり測量報酬（単価×測量点数）を算定し支払うための手続をとっていることが考えられ、報酬の算定書等の記録等が残されているのではないかと考えます。

測量報酬の有無等について、改めてご回答をお願いいたしたいと存じます。

(※5) 筆界点 A, B についての意見の採用された他の筆界調査委員の意見書には意見書図面を含め, 意見の根拠を示す元地の現況測量図等の添付はありません。筆界特定から約 2 年後に後任の筆界特定登記官により同調査委員の作成とされる現況重ね図が当該手続記録に新たに編綴されていますが, 同図には作成者名や作成月日はなく筆界特定図面とも内容が異なります。

付(本件筆界特定事件の経緯等に関する審査請求人の考え方の説明であるため, 略。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は, 那覇地方法務局の筆界特定登記官に申請された本件筆界特定事件において, 特定日に測量を実施した筆界調査委員 2 名(土地家屋調査士)に支払われた測量報酬に関する別紙に掲げる行政文書(本件対象文書)の開示請求に対して, 処分庁が行った不開示決定(原処分)を不服として行われたものである。

2 原処分について

処分庁は, 文書 1 及び文書 2 の行政文書は存在せず, 保有していないため, 不開示とした。

3 原処分の妥当性について

審査請求人は, 文書 1 及び文書 2 の行政文書は存在するとして, 原処分の不当性を主張しているため, 原処分の妥当性について, 以下検討する。

(1) 筆界特定手続における測量並びにその報酬及び費用

筆界特定手続における測量には, 事前準備調査の現況等把握調査において実施する測量(以下「現況測量」という。)と, 特定調査(筆界調査委員が対象土地に係る筆界を特定するための調査)において実施する測量(以下「特定測量」という。)とがある。

現況測量は, 筆界調査委員による事実の調査を円滑に実施することを目的として, 同委員及びその補助職員(法務局の職員)により行われるものであり(施行通達の 8 6), 現況測量を実施した筆界調査委員に対しては, 委員手当が支給される。

一方, 特定測量は, 特定調査の中で, 筆界に関する測量を行うのに必要な専門的知識及び技術を有する者(筆界調査委員を含む。)であって筆界調査委員が相当と認める者が行うものとされ, 筆界特定登記官の命を受けて特定測量を実施した者(以下「測量実施者」という。)に対しては, 申請人が負担する不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)146 条 1 項の手続費用から, 特定測量に係る報酬及び費用が支給される(施行通達の 9 4)。

なお, 登記所に備え付けられた地図・地積測量図, 申請人又は関係人

から提出された資料，現況測量の結果等から，筆界を特定することができる場合には，特定測量を実施しないことがある。

(2) 本件筆界特定事件

本件筆界特定事件では，登記所に備え付けられている地図及び現況測量（特定日実施）によって筆界を特定することが可能であったため，特定測量は実施していない。

(3) 請求に係る行政文書の存否

ア 文書1

本件筆界特定事件では，特定測量を実施していないことから，筆界調査委員が実施した測量（現況測量）に対しては，委員手当が支給されているところ，委員手当は，一日の執務の時間に応じて支給されるものであり，「測量」，「打合せ」といった執務ごとの内訳区分等は定められていない（平成23年3月29日付け法務省民事局総務課補佐官・同局民事第二課法務専門官事務連絡「平成23年度筆界特定制度実施経費について」（以下「実施経費事務連絡」という。）の別紙「筆界調査委員に支給する経費」）。

そのため，支給額から，測量報酬分を切り出すことはできず，測量報酬額の積算根拠を示す行政文書も存在しないので，文書1に該当する行政文書は存在しない。

イ 文書2

本件筆界特定事件では，筆界特定登記官の命を受けて特定測量を実施した測量実施者は存在しないため，文書2に該当する行政文書は存在しない。

4 結論

以上から，審査請求人が請求する対象文書は存在せず，これを保有していないことを理由に不開示決定を行った処分庁の原処分は妥当なものであると認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 平成28年8月8日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月20日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同年10月24日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件筆界特定事件において，特定日の測量実施日に測量（以下「本件測量」という。）を実施した筆界調査委員2名（土地家屋

調査士。以下「本件筆界調査委員 2 名」という。)に支払われた測量報酬額及び同報酬額の決定に至る算定書(文書 1)並びに測量実施者に支払われた測量報酬の支給源の確認できる行政文書(文書 2)の開示を求めるものである。

処分庁は、対象となる行政文書は存在せず、保有していないとして、不開示とする原処分を行ったが、審査請求人は、原処分の取消し及び当該行政文書の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としているので、本件対象文書の保有の有無について、以下、検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 文書 1 について

ア 文書 1 は、本件測量に関し、本件筆界調査委員 2 名に支払われた測量報酬額及び同報酬額の決定に至る算定書である。

イ 当該文書について、諮問庁は、以下のとおり説明する。

① 筆界特定手続における測量には、事前準備調査の現況等把握調査において筆界調査委員が実施する現況測量と、筆界調査委員が対象土地に係る筆界を特定するための調査において測量実施者が実施する特定測量とがあり、現況測量を実施した筆界調査委員に対しては委員手当が、測量実施者には特定測量に係る報酬及び費用が支給される。

② 本件測量は、特定測量ではなく、現況測量であり、筆界調査委員に支給する委員手当は、筆界調査委員の 1 日の執務の時間に応じて支給され、「測量」、「打合せ」といった執務ごとの内訳区分等の定めのないものであるため、当該支給額から測量報酬分を切り出すことはできず、測量報酬額の積算根拠を示す行政文書も存在しないので、文書 1 に該当する行政文書は存在しない。

ウ また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであり、これらが不自然、不合理とはいえない。

① 筆界調査委員が現況測量を実施する場合には、当該委員の出勤簿に「用務」としてその旨記入する場合もあるが、特定測量を実施する場合については、そもそも出勤簿には記入しない。

② 現況測量によって筆界が特定できると判断した場合には、特定測量を省略することが可能である。他方、現況測量を実施しても筆界が特定できない場合には、特定測量を実施することとなるが、その場合には、特定測量に係る測量費用を申請人から予納してもらうなどの手続が別途必要なため、いずれにしても、現況測量と特定測量が同日に実施されることはない。

エ そこで、本件測量が現況測量、特定測量のいずれにより行われたか

について検討すると、まず、諮問庁から本件筆界調査委員2名の出勤簿の提示を受け、当審査会において確認したところ、両名とも、本件測量が実施された特定日に用務として測量を実施した旨記載されていると認められる。

また、不動産登記法137条2項の規定によれば、筆界特定の手続に当たり、法務局又は地方法務局長は、現況測量や特定測量を行う場合において、筆界調査委員等を他人の土地に立ち入らせようとするときは、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知することとされていることから、諮問庁から本件測量に係る上記の通知の提示を受け、当審査会において確認したところ、本件筆界特定事件に係る事前調査（土地の測量・調査）のために、特定日に本件筆界調査委員2名等が対象土地に立ち入る旨が記載されていると認められる。

さらに、諮問庁の説明によれば、本件測量が現況測量であれば、それに対しては委員手当が支給されていることになることから、諮問庁から筆界調査委員手当の支給調書の提示を受け、当審査会において確認したところ、本件筆界調査委員2名に対し、特定日の出勤状況に応じた委員手当が支給されていると認められる。

そうすると、以上に加え、上記ウの事情も併せると、本件測量は、特定測量ではなく、現況測量であると認められる。

オ 次に、実施経費事務連絡によると、筆界調査委員に対する委員手当については、「実地調査、意見聴取等の期日、打合せ等1回（1日）につき、その執務の時間に応じて、別紙記載の支給区分のうち該当する区分の委員手当を、（項）登記事務処理費（目）委員手当から支給する。」とされ、別紙においては、委員手当の支給額が、実地調査等の期日等に出勤し、執務をしたかどうかや、その執務時間に応じた支給区分ごとに定められているだけで、現況測量などの執務の内容ごとに定められてはいないと認められる。

そうすると、委員手当の支給額から、測量報酬分を切り出すことはできないとの諮問庁の説明は首肯できる。

カ 以上のことから、文書1に該当する行政文書は存在しない旨の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

（2）文書2について

ア 文書2は、本件測量に関し、測量実施者に支払われた測量報酬の支給源の確認できる行政文書であるところ、諮問庁は、本件筆界特定事件では、筆界特定登記官の命を受けて特定測量を実施した測量実施者は存在しないため、文書2に該当する行政文書は存在しないと説明する。

イ そこで検討するに、諮問書に添付されている審査請求書等の記載によれば、本件開示請求に係る「測量実施者」とは、施行通知において定める特定測量を実施する者のことを指していると解されるところ、本件測量は、上記（１）エのとおり、現況測量として実施されたものと認められる。

ウ 以上のことから、文書２に該当する行政文書は存在しない旨の上記アの諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえ、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、那覇地方法務局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

特定の筆界特定手続番号において，特定日の測量実施日に測量を実施した筆界調査委員 2 名（土地家屋調査士）に支払われた測量報酬に関する行政文書

- （1）筆界調査委員 2 名（土地家屋調査士）に支払われた測量報酬額及び同報酬額の決定にいたる算定書（文書 1）
- （2）測量実施者に支払われた測量報酬の支給源（※）の確認できる行政文書（文書 2）

（※）支給源との文言が適切かどうかわかりませんが，測量報酬は，不動産登記法 146 条に基づく申請人の予納した手続費用により支払われたのか，または国庫金より支払われたのかの確認できる行政文書の意味です。